

置き配（指定場所配送サービス）利用時の合意事項

置き配（指定場所配送サービス）を希望し申し込む場合は、次の各号に合意したものとする。

- ①荷受人様の不在時には、配送員が荷受人様に対面することなく、また、宅配ボックス等を利用することなく、指定置き場所に商品を置いて配達完了とすること。
- ②配達があったことを示すために、指定置き場所の写真を撮り、不在連絡票又は送り状等を郵便ポスト等に投函し通知する。
- ③指定置き場所その他の状況により、本サービスを中止することがあること。
- ④指定場所に置き配したことにより生じる、次の事案について、株式会社メガネトップおよび佐川急便は賠償の責任を負わないこと。
 - i. 商品に貼付の送り状及び荷札の紛失等
 - ii. 商品の紛失、破損及び汚損等
 - iii. 指定置き場所における紛争及び事故等
- ⑤お届け先が集合住宅の場合、本サービスを受けられない場合があること。

本サービスを中止する場合について

置き配を指定された場合であっても、以下のような場合には置き配を行わず、対面での商品のお届けを行う場合やご不在の場合には商品を持ち戻ることがあります。

- ・ 指定場所を配送員が特定できない場合（置き場所を配送員が見つけれられない場合など）
- ・ お届け先住所が正しいかどうか判断できない場合
- ・ 指定場所に商品を置けない場合
- ・ 指定場所への立ち入りができない、または困難と配送員が判断する場合（オートロックや鍵がかかっているために立ち入れない場合など）
- ・ お客様に入力いただいた住所や指定場所の情報に誤り、不備がある場合
- ・ 建物内受付・管理人預けの場合に商品の受け取りを拒まれた場合
- ・ その他、配送員が置き配が不可能または困難と合理的に判断する場合

注意事項

置き場所は、可能な限り直射日光や風雨の影響を受けない場所を選択してください。場合によっては品質劣化や汚損に至る可能性があります。また、盗難や情報の漏えい等のリスクを低減させるため、置き場所は人目につきにくい場所を選択することをお勧めします。配達完了後は可能な限りすみやかに商品をお引き取りください。